

福岡県公報

平成十七年五月二日
第二千三百八十二号
増刊 ①

目次

教育委員会

○へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

(教育庁教職員課)

教育委員会

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成十七年五月二日

福岡県教育委員会

福岡県教育委員会規則第十三号

へき地等学校の指定に関する規則の一部を改正する規則

へき地等学校の指定に関する規則(昭和四十六年福岡県教育委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

別表第一中

宗像市地島 前原市大字白糸	地島小学校 長糸小学校白糸分校	二	を
宗像市地島 " " 大島 " " 大島 前原市大字白糸	地島小学校 大島小学校 大島中学校 宗像市学校給食大島調理場 長糸小学校白糸分校	二 二 二 二 二	に、

改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後のへき地等学校の指定に関する規則の規定は、平成十七年三月二十八日から適用する。

宗像郡大島村一六三 " 大島村一八一 " 大島村一七八 糸島郡志摩町大字姫島	大島小学校 大島中学校 大島村学校給食共同調理場 姫島小学校	二 二 二 二	を
糸島郡志摩町大字姫島	姫島小学校	二	に、
朝倉郡小石原村大字小石原 " 宝珠山村大字福井	小石原小学校 東峰中学校	二 二	を
朝倉郡東峰村大字小石原 " 東峰村大字福井	小石原小学校 東峰中学校	二 二	に

発行
福岡県(総務部行政経営企画課)
福岡市博多区東公園七番七号

印刷
福岡市東区箱崎ふ頭六丁目六番四一
株式会社

定価 一箇月二、三五〇円(税込・郵便料別)